

研究ノート

私立高校教員の能力開発改善

The actual condition of development of ability of the teaching staff at the private high school and a policy examination for the improvement.

キーワード:『私立高校』『教員』『能力開発』

岩崎 保道

IWASAKI, Yasumichi

(同志社大学大学院修了生)

はじめに

本稿は、私立高校における教員の能力開発の必要性を整理したうえで、改善のための提言を行うものである¹⁾。その方策として、関係機関による連携型支援システムの可能性を考察した。具体的には、私立高校等に対するアンケート調査結果を参考にした政策提言を行う。

筆者の研究動機は次の通り。近年、教育界において、教員の能力開発や資質向上策の導入・活用が重視されている。公立学校の教員は、法的な根拠に基づいて能力開発のための研修等が行われている。また、大学における教員は、能力開発のための議論や研究が盛んに行われている。

一方、私立高校における教員の能力開発の取組実態は、十分な議論がされていないと感じる。そのため、この分野の状況を研究対象として取組みたいと考えた。研究対象を「私立高校の教員」とした理由は、高等教育だけでなく、中等教育の教員に焦点をあてることも重要な検討事項と考えるからである。

筆者が「私立高校における教員の能力開発の十分な議論がされていない」と感じる理由には、次の点がある。「監督庁より、私立高校における教員の能力開発のための具体的な方策が示されていなかった」「私立学校は、自主性や私学特有の独自性が認められているため、各学校に任されてきた」。このため、議論がされにくかった分野であると思われる。

1. 私立高校教員の能力開発の必要性と規定**1.1 私立高校教員の能力開発の必要性**

「高校教員の能力開発の必要性」については、以下の点が考えられる。

授業や教育的指導などの教育サービスの質的保証を保ち、優れた教材研究を図るために、教員を対象とした能力開発や資質向上のための組織的な取組が強く望まれる。

私立高校教員の能力開発は、二つの意味を持つと考える。

第一に、一部学校において専任教員が減少する中、限られた人的資源をいかに効果的に

マネジメントするか考えた場合、精銳型の教員陣の編成を検討する必要性が高くなる。従って、能力開発の導入は、永続的な事業運営の方策と捉えることができるのではないか。

第二に、能力開発策の導入により、優れた教員を育成することは、良質の教育サービスが提供できるため、他校との差別化を図ることができる。短期的には、改善に伴う経費を投資することになるが、長期的な観点では、学園財政に便益をもたらせる可能性を持つ。

これは、学園側からみたものだが、教員の立場からすると、別の意味があると考える。

教員が自身の能力開発により、ポテンシャルを引出し、資質能力を向上させることは、仕事に対する理解を深め、やりがいを高めることにつながる。さらに、能力開発に向けた取組は、結果的に他の教員の見本となり、当該教員に対する評価を高める可能性がある。

能力開発を議論する中では、このような背景があることも認識しておく必要がある。

1.2 教員の能力開発に関する答申及び規定

本節は、教員の能力開発に関する答申及び規定を紹介する。

1978年の中教審の答申『教員の資質能力の向上について』では、「教員に対する国民の要請と教職の専門性にかんがみ、教員の養成・採用・研修の過程を通じて教員の資質能力の向上を図ることが重要である」として、具体的な改善方策が述べられている。

1998年の中央教育審議会の答申『今後の地方教育行政の在り方について』では、「校長・教頭への適材の確保と教職員の資質向上」が盛込まれた。教職員の研修の見直しとして、「養護教員、学校事務職員、学校栄養職員等の研修について、これらの職員の専門性を高め、学校運営への積極的な参画を促す観点から、研修内容を見直し、その充実に努めること」とされている。また、2002年の同審議会の答申『今後の教員免許制度の在り方について』では、「教員の資質向上に向けての提案」として、学校における研修の充実、自主研修の活性化、学校評価システムの確立、新しい教員評価システムの導入などが挙げられている。

次に、教員の能力開発の必要性を考察する。その法的規定や基準は、以下のものがある。

2006年に成立、施行された教育基本法の（教員）の条項では、「法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない」(同法第9条1項)とし、さらに同条2項では「前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない」としている。

教員は、その使命や職責の重要性を十分認識した上で、その職責を果たすため、積極的に研究と修養に努めすることが求められている。

学校教育法施行規則第66条に係る学校評価に関しては、文部科学省『学校評価ガイドライン〔改定〕』において、〔評価項目・指標等を検討する際の視点となる例〕として、「研修(資質向上の取組)」の項目がある。具体的な内容には、以下のものが挙げられている²⁾。

- ・授業研究の継続的実施など、授業改善の取組の状況、・校内における研修の実施体制の

整備状況、・校内研修の課題の設定の状況、・校内研修・校外研修の実施・参加状況
 ・臨時採用・非常勤講師等の非正規採用教員の資質の確保・向上に向けた取組の状況、・
 指導が不適切である教員の状況の把握と対応の状況

このように、授業改善のための教員の研修、校内研修の方法、非常勤講師の資質の確保、
 指導が不適切である教員に対する対応などの評価項目が挙げられている。

2. 私立高校の教員の能力開発に関するアンケート調査結果

2.1 私立高校に対するアンケート調査結果

2.1.1 問題設定（調査の意図）

調査目的は、冒頭の目的を達成するため、私立高校教員の能力開発の現状を捉える趣旨を持つ。特に、「教員の能力開発の取組状況と課題」に关心を持つ。

2.1.2 調査の方法（対象者と質問項目）

調査主体は、筆者である。調査は、2007年の10月～12月にかけて実施した。調査内容は、簡便な調査項目を設定した（図表1、2）。調査対象校は、全国の私立高校より無作為に抽出した300校に対して依頼した。その結果、109校から回答を得た（回答率36.3%）。

2.1.3 調査の結果

図表1 私立高校に対するアンケート調査結果

質問1「教員の能力開発のための取組を講じているか」回答数（%）

学種・項目	はい	いいえ	検討中	答えられない
私立高校	85 (78.0)	10 (9.2)	9 (8.3)	5 (4.6)

質問2「教員の能力開発の取組についての課題（複数回答可）」

項目	回答数（%）
1.時間の確保が難しい	88 (80.7)
2.費用の捻出が難しい	41 (37.6)
3.学内組織の整備が難しい	29 (26.6)
4.教職員の協力や参加が得られるか不明	15 (13.8)
5.わからない	4 (3.7)
6.答えられない	8 (7.3)
7.その他	1 (0.9)

2.1.4 結果の考察

前項の調査結果を受け、本項では、分析結果の考察を行う。

質問1は、「はい」が78.0%と最も多い回答割合であった。私立高校における教員の能力開発の導入が、相当な割合において導入されていた。「いいえ」は、9.2%に止まっていた。

質問2は、「時間の確保が難しい」が80.7%と最も多い回答割合であった。業務に追われ、能力開発のための十分な時間が確保できない状況が想像される。「費用の捻出が難しい」(37.6%)、「学内組織の整備が難しい」(26.6%)がそれに続く。

質問紙への回答結果をまとめると次のようになる。

第一に、私立高校の教員の能力開発は、比較的、高い割合において導入されていた。

第二に、私立高校における教員の能力開発の取組課題として、「時間の確保が難しい」、「費用の捻出が難しい」など、組織体制の在り方に起因する問題があることがわかった。

2.2 自治体（都道府県）に対するアンケート調査結果

2.2.1 問題設定（調査の意図）

調査目的は、自治体の私立高校に対する教員の能力開発の支援状況と課題を明確にするためである。調査にあたり、筆者は次の予測を行った。「私立高校教員の能力開発の支援を複数の機関が連携して行う事例は少ない」。その理由は、私立学校の事業は、各学校の自律性に任せられているためである。

なお、自治体と私立高校の関係については、以下の規定がある。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」では、同法第2条1項において、「地方公共団体における教育行政は、教育基本法の趣旨にのっとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない」と規定している。また、同法第24条では、「地方公共団体の長は、次の各号に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する」として、第2号で「私立学校に関すること」と規定している。

2.2.2 調査の方法（対象者と質問項目）

調査主体は、筆者である。調査は、2008年の6月～7月にかけて実施した。調査対象は47都道府県に対して依頼した。その結果、23団体から回答を得た（回答率48.9%）。

2.2.3 調査の結果

図表2 自治体（都道府県）に対するアンケート調査結果

質問3「私立高校教員の能力開発について、何らかの支援を行っているか」回答数（%）

項目	はい	いいえ	検討中	答えられない
自治体数	22 (95.7)	1 (4.3)	0 (0.0)	0 (0.0)

質問4「他組織と協働した私立高校教員の能力開発支援を行っているか」

項目	回答数（%）
1.はい:その組織↓	17 (73.9)
a.教育委員会	13 (56.5)
b.私学団体（中高連など）	12 (52.2)
2.いいえ	6 (26.1)

質問5「協働型の私立高校教員の能力開発支援は、教育環境の改善に有効と思うか」

項目	回答数（%）
1.はい:その組織↓	20 (87.0)
a.教育委員会	15 (65.2)
b.私学団体（中高連など）	13 (56.5)
c.他の私立高校	1 (4.3)
2.いいえ	0 (0.0)
3.わからない	3 (13.0)

2.2.4 結果の考察

質問3は、「はい」(95.7%)が最も高かった。

質問4は、「はい」が73.9%だった。その組織は、「教育委員会」(56.5%)が高かった。

質問5は、今後の協働型能力開発支援策の可能性を探るために設けた質問である。なお、「教育委員会」の行う事務は、「公立学校や社会教育施設の設置や管理」など、公立の教育機関に関わるものだけでなく、「地域の教育に関する基本的な方策の策定」の領域も含まれる³⁾。また、中高連の私立学校への支援は、「私立学校教育の振興充実に関すること」や「教職員の資質向上と待遇の改善」の主旨をもって設立されている団体がほとんどである⁴⁾。「はい」(87.0%)の回答割合が高く、その組織として、「教育委員会」(65.2%)や「私学団体（中高連など）」(56.5%)、「他の私立高校」(4.3%)が挙げられた。

次に、予測の検証を行う。調査結果より、私立高校教員の支援を行っている事例は比較的多く(73.9%)、予測と異なることがわかった。その理由は、第一に、質問3の回答より、自治体の多くのが既に私立高校教員の能力開発の支援を行っていること、第二に、質問5の回答より、協働型の能力開発支援が教育環境の改善に有効と考えられていること、を背景として高校教員の能力開発の支援が行われているものと推察される。

質問紙への回答結果をまとめると次のようになる。

第一に、自治体の多くは、私立高校の教員の能力開発について、支援や他の組織と協働した能力開発を行うなど、何らかの関与があることがわかった。他の組織とは、「教育委員会」の割合が最も多く、「私学団体（中高連など）」「他の私立高校」が挙げられていた。

第二に、自治体の一部は、私立高校における教員の能力開発を実施するにあたり、「効果が不明」や「支援体制が未整備」など、いくつかの課題点があることがわかった。

3. 政策提言「私立高校における教員の協働型能力開発支援」

前章のアンケート調査結果を参考として私立高校教員の能力開発改善のための政策提言を行う。

3.1 私立高校教員の能力開発のための方向性

私立高校教員の能力開発は、各学校において、自発的且つ積極的な取組を行っていくことが望まれる。そのためには、教育的効果や学校目標との関連性、教科との整合性を十分に検討したうえで、組織的な取組方針やそのための方法を定める必要がある。

まず、私立高校に対するアンケート調査結果では、教員の能力開発の課題が示されていた。次に、自治体に対するアンケート調査結果では、関係機関が協働して私立高校教員の能力開発を行っている実態が示された。さらに、「私立高校の教育改善に有効」であるとの回答が比較的高いことが示されていた。

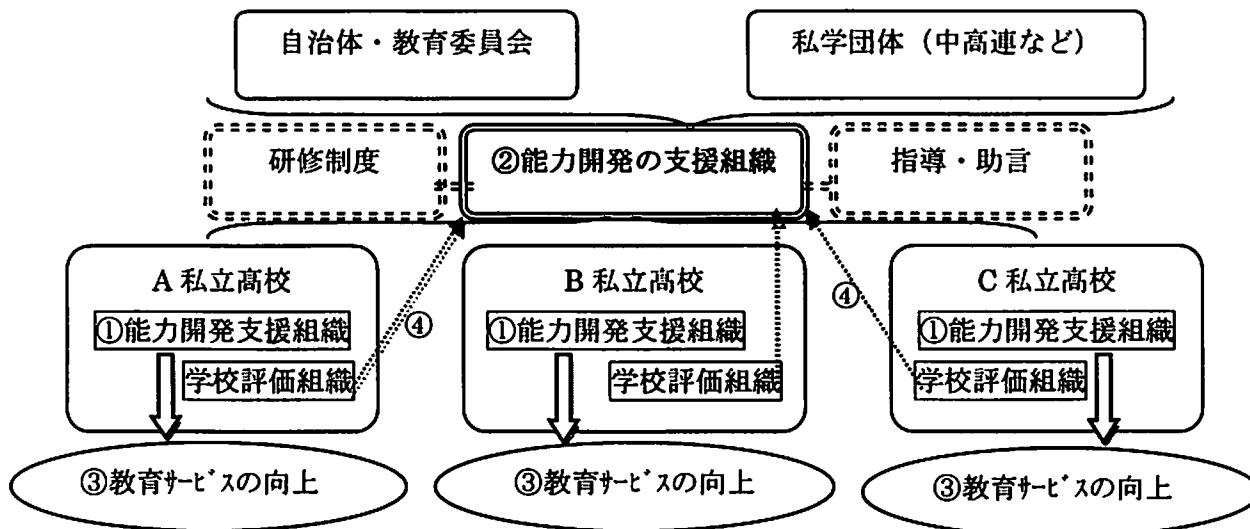
以上を踏まえ、私立高校教員の能力開発のための方向性を示す。

第一に、関係機関が協働することにより、私立高校教員の能力開発を支援する体制を充実・強化することは、教育効果を上げるうえで有効ではないか。

第二に、学校内で教員の能力開発を推進する組織体制を構築する必要がある。私立高校に対する調査結果では、組織体制に起因する課題点が示された。例えば、委員会や校長の諮問組織を設置するなどの改善方策が考えられよう。

3.2 政策提言「私立高校教員の協働型能力開発支援」

図表3 政策提言「私立高校教員の協働型能力開発支援」のイメージ



図表3は、私立高校教員の協働型の能力開発支援をイメージしたものである。同提言の目的は、私立高校の教育サービスの維持・向上のため、教員の能力開発支援を関係機関が協働して提供していくものである。当該提言は、アンケート調査結果の状況より、地域の教育政策にとって有益と考える。そのシステム概要は以下の通り。

まず、各学校は、前節で述べた組織体制が整備されていることが前提となる(①)。次に、各学校に対する協働型能力開発の支援として、自治体、教育委員会、私学団体などで構成される「能力開発の支援組織」(②)が研修制度や指導・助言などの支援を行う。各学校は、同支援を利用し、授業や教育環境の改善を通じて、教育サービスの向上に努める(③)。なお、各学校では、能力開発の成果を学校評価の範疇において、適切な方法によって「能力開発の支援組織」に報告することが望ましい(④)。

提言実現より、予想される効果として、次の点が考えられる。機関単独で実施される支援体制に比べ、多様な支援体制を展開できる可能性が高くなる。特に、教育委員会が加わることで、公立学校 教員の能力開発の技術・技能が応用できる期待が持てる。ただし、運営にあたり、主たる事務を行う主務機関が必要になろう。

ただし、留意点として、以下の点が挙げられる。

第一に、「能力開発の支援組織」の構成者は、協働する各機関の事業目的や方針が異なることがあるため、政策提言が実現に至るには、各機関の長の判断に委ねられることになる。

第二に、私立学校は、私学独自の特質や自律性を守る義務があるため、当該システムを利用することで、他校と教育内容が同質化しないような工夫を講じておく必要があろう。

小括

本稿は、「私立高校における教員の能力開発の必要性を整理したうえで、改善のための提言を行う」ことを目的とした検討を行った。その展開において報告したアンケート調査分析の結果、次の三点の実態を示した。

第一に、多くの地域において、私立高校 教員の能力開発のため、教育委員会や私学団体（中高連など）と協働した支援体制が組まれていた。また、その協働体制が「私立高校の教育改善に有効」と捉えている自治体が比較的多かった。

第二に、私立高校に対する調査の結果、教員の能力開発は、過半数を超える学校が取組を行っていた。ただし、私立高校における教員の能力開発の課題として、教員の能力開発のために割く時間確保や経費負担、校内の組織整備に関する問題が挙げられていた。

第三に、多数の自治体が私立高校 教員の能力開発について、何らかの支援を行っていた。ただし、「効果が不明」、「支援体制が未整備」などの課題があることがわかった。

さらに、本稿の研究成果として、「私立高校における教員の能力開発のための方向性」を示したうえで、「私立高校における教員の協働型能力開発支援」の政策提言を行った。しかし、本稿の目的と政策提言の実現性を高めるためには、以下の課題が残されている。

まず、私立高校における教員の具体的な能力開発の方策を考察する必要がある。例えば、政策提言の制度設計の具現化は、さらなる検討を要する。また、校内の課題についても、・教科ごとの能力開発の取組をどうするのか、・校内の研修会を適正に運営させるための方策の検討、・校内研修と校外研修との整合性、・研修内容の検討が求められる。

なお、本稿の取りまとめにあたり、次の所感を持った。法律で定める教員の能力開発は、その業務の専門性や特質を考慮すると、必要性の高い取組である。それは、一律的ではなく、学校種・学校に応じた内容が求められる。

ところで、本稿で掲げた課題は、私立高校や自治体だけではなく、関係団体の取組状況を踏まえた検討が有効である。また、生徒やその保護者など、ステークホルダーの意見を参考とすることも重要であろう。さらに、教員の能力開発は、学校評価にも密接に関わる課題であるため、学校評価との関連性を踏まえて考察すべきである。

[文献リスト]

文部科学省『学校評価ガイドライン〔改定〕』2008年。

文部科学省『平成19年度 文部科学省白書』2008年。

文部科学省初等中等教育局教職員課『魅力ある教員を求めて』2008年。

[注]

① 能力開発の具体的な取組として、例えば、授業の教え方、技術や効果的な情報機器の活用が考えられる。

② 文部科学省『学校評価ガイドライン〔改定〕』p.37、2008年。

3) 「教育委員会」は、自治体の長から独立した合議制の執行機関であり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」で規定される。

4) 日本私立中学高等学校連合会 HP「<http://www.shigaku.or.jp/chukoren/>」を参考にした(2008年7月10日確認)。